穏やかであり、もう少し厳しい評価基準にすれば、病院図書室のレベルアップにつながり、管理者の図書室に対する認識も変わるのではないかと思われ、評価項目については、再検討の必要性があるのではないかと感じました。 (文責:土川 韶子/大阪府立母子保健総合医療センター)

グループ2 著作権と ILL ①

このワークショップでは、インターネットと著作権の問題や海外の事例、著作権者の経済的利益な ど、著作権に関したさまざまな話題について自由に議論がかわされたが、ここでは「病院図書室と複写」について述べたい。

周知のように、大半の病院図書室は著作権法第31条の適用外の施設である。しかしながら、病院図書室と複写は切っても切り離せない関係にある。

著作権は「人格の保護」「経済的利益の保護」「著作権の伝達に関わる人々の権利の保護」を目的としているが、昨今特に問題になっているのが「経済的利益の保護」であるようだ。しかし、病院図書室での複写によってどれだけの実害が生じているのかは、はなはだ疑問である。医療関係者が症例や過去の論文を参考にしながら診療することは、新しい発見や治療につながっていく。複写されることの多い雑誌は、よく利用されよく読まれている雑誌だといえるし、複写件数の多い利用者は将来の購読者にもなりうる。病院図書室における複写が、著作権者の利益や財産の侵害になるとは思えないのである。

そもそも、学術論文と文学作品などの著作物を同列に扱うことには無理があるのではないだろうか。 参加者からは、図書室で購読している学術雑誌の複写により「本が売れなくなる」という権利者の主 張に対する異議や、「本が売れなくなる」という主張をする前に、出版社が経営努力をすることも必 要ではないか、といった意見も出された。

一方で、雑誌の最新号を複写するなど、医療関係者の著作権に対する認識の低さを指摘する声もあった。当院でも最新号掲載の一論文を全文複写するということは日常的に行われているが、医療関係者が常に新しい情報を求めているということもあり、黙認状態になっている。コピー機を図書室ではなく医局などの他の場所に設置すれば、「私的利用のための複製」ということで、著作権法はクリアできるのだろうかと考えることもある。悩みどころである。

また、病院図書室と大学図書館の機能についての意見もあった。今年度から医師の臨床研修が必修になるなど、病院はますます教育・研究機能を求められている。となれば病院図書室と大学図書館の機能に違いはあるのだろうか。

結局一致した結論は出ないままであったが、新米司書の私にとって著作権について考える良いきっかけになったと思っている。 (文責:中村 友紀/星ヶ丘厚生年金病院)

グループ3 著作権とILL②

著作権法の解釈にはさまざまあり何が正解かはわかりませんが、業務上で著作権に関わった事例をいくつか紹介します。

●新聞記事の引用:出版当日のものでなければ特に引用の許可を得なくてもよいが、念のため新聞社